

審 議 経 過

No. 1

事務局	<p><u>開 会</u></p> <p>それではただ今から第 4 9 回伊万里市都市計画審議会を開催いたします。</p> <p>今日は、1 2 名中現在 1 1 名の出席をいただいております。</p> <p>(その後、1 2 名全員が出席)</p> <p>伊万里市都市計画審議会条例第 7 条 2 項の規定に基づき半数以上に達しておりますので、この会議が有効に成立しております事をご報告いたします。また、本日傍聴の希望者はいない事を併せてご報告いたします。</p> <p>それでは、はじめに溝江建設農林水産部長が挨拶をいたします。</p>
溝江部長	<p><u>あいさつ</u> (溝江建設農林水産部長あいさつ)</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、本審議会の開催に際しまして、伊万里市都市計画審議会条例第 4 条の規定で、「委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。欠員補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする」となっております。</p> <p>今年、令和 2 年 4 月 1 日をもちまして、委員の改選がありましたので、皆様にご紹介、ご報告いたします。本日お配りしております審議会名簿をご覧ください。これからは座ってご説明したいと思います。</p> <p>まず、1 号委員で佐賀大学名誉教授 三浦哲彦様。</p> <p>同じく伊万里商工会議所常議員 黒木祐一郎様。</p> <p>同じく、伊万里市農業委員会副会長 池田良一様。</p> <p>同じく、伊万里市教育委員 光田紀美子様。</p> <p>以上四名様は再任でございます。</p> <p>次に 2 号委員の伊万里市市議会議員 松尾雅宏様。</p> <p>同じく、伊万里市市議会議員 松永孝三様。</p> <p>同じく、伊万里市市議会議員 前田久年様。</p> <p>三名様も再任でございます。</p> <p>松永委員、前田委員は再任ではございますが、前期途中からの異動等により交代されております。</p> <p>次に 3 号委員の伊万里土木事務所所長 大串豊様。</p>

	<p>伊万里農林事務所所長 藤邦広様。</p> <p>伊万里市身体障害者福祉協会理事 中尾ケイコ様。</p> <p>佐賀県建築士会伊万里地区女性委員会委員 池田絵理香様。</p> <p>佐賀県宅地建物取引業協会伊万里支部女性部長 野中みゆき様。</p> <p>藤委員は、前期途中からの再任でございます。他4名様は、今期新たに委員になられております。</p> <p>以上、審議会委員12名様のご紹介、併せてご報告といたします。</p>
事務局	<p><u>会長・副会長の選出</u></p> <p>それでは次第に沿って進めて参ります。</p> <p>次第の三番、会長、副会長の選出となります。</p> <p>伊万里市都市計画審議会条例第6条第1項の規定では、「審議会に会長、副会長を置き、会長は学識経験のある者につき委嘱された委員のうちから委員の選挙によって、副会長は委員の互選によって定める。」となっておりますので、この規定に基づく、会長、副会長の選出をお願いする事になります。</p> <p>まず、会長でございますが、1号委員の方という事になりますので、三浦委員、黒木委員、池田委員、光田委員のうちからご選出いただく事になります。</p> <p>立候補若しくはご推薦はございませんか。</p> <p>(立候補、推薦の声なし)</p> <p>立候補並びに推薦がありませんので、この場合は選挙となります。事務局からの提案ですが、皆様のご同意がいただけるなら、前回も会長をお引き受けいただいた三浦委員へお願いしたいと思いますが、委員の皆様いかがでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>委員の皆様にご同意を得ることが出来ました。三浦委員お願いできますでしょうか。</p>
三浦委員	わかりました。
事務局	それでは、本審議会会長は三浦委員にお願いいたします。

	<p>次に、副会長の選出をお願いします。副会長は、委員の中から互選という事ではありますが、立候補若しくは推薦はございませんか。</p> <p>(立候補、推薦の声なし)</p> <p>立候補並びに推薦がありませんので、事務局からの提案ですが、皆様のご同意がいただけるなら、事務局より事前に松尾委員にお願いをしているところでございます。</p> <p>委員の皆様の意向をお伺いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>委員の皆様に同意を得ることが出来ましたので、松尾委員に副会長をお願いしたいと思います。</p>
松尾委員	はい。
事務局	<p>会長、副会長につきましては、今後の審議会の会務につきまして、よろしくお願いたします。</p> <p>それでは、その後の議事進行につきましては、伊万里市都市計画審議会条例の規定により、「会長は会務を総理する」となっておりますので、これからの会の進行を三浦会長にお願いしたいと思います。</p> <p>会長は、席を移動していただきまして、議事を進めていただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>(会長席の異動)</p> <p>本日は、一議案が諮問されております。</p> <p>第1号議案として、「伊万里都市計画公園の変更について（伊万里市決定）」となっております。</p> <p>それでは、会長審議の方をよろしくお願いいたします。</p>
三浦会長	<p><u>審議</u></p> <p>三浦と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>まず、第49回伊万里市都市計画審議会の審議に入る前に、伊万里市に</p>

	<p>おいては、情報公開法による規定がございます。</p> <p>本日の審議会の公開については、どのような形式で行われるのか事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。伊万里市では、伊万里市情報公開条例に基づき、会議の公開に関する運用要領が定められています。</p> <p>この審議会につきまして要領第三条に定められた市民、学識経験者等で構成され、法令・条例の定めるところにより、市の事務について、審議・審査・調査を行うために設置された審議会という事で、会議公開を前提としたものになります。</p> <p>会議公開の内容につきましては、審議会の設置状況の公開、会議開催日時等の公開、会議の傍聴、会議録の公開となっております。</p> <p>本日、審議していただいた内容は、後日公開となりますが、会議録の公開につきましては、審議会の了承を得て、公開となります。</p> <p>以上でございます。</p>
三浦会長	<p>はい。これからの議事については、ご議論いただく発言等は、後日会議録という形で公開されます。事務局から説明がありましたとおり、審議会の承認が必要となります。そういうことで、よろしいでしょうか。</p> <p>(はい)</p> <p>それでは、議事に入りたいと思います。</p> <p>先日送付されております議案をご覧くださいと思います。はじめに、第1号議案「伊万里都市計画公園の変更について」審議を行います。事務局からの説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。第1号議案について説明させていただきます。説明には予め準備しております電子黒板、手元の付議案、議案用図面を使って説明させていただきます。</p> <p>準備が整いましたので、担当者から説明を行います。第1号議案について説明させていただきます。</p>
事務局（担当者）	<p>改めまして皆様こんにちは。都市政策課の馬場と申します。よろしくお願ひします。</p> <p>それでは、伊万里都市計画公園の変更原案の説明をさせていただきます。今回は、先程ありました、柳井町児童公園の変更についての説明とな</p>

ります。

まずは、都市計画全般について説明いたします。

スライドをご覧ください。

まず、都市計画とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業等に関する計画を策定し、その実現を図る事が、都市計画法の第一条に記述されております。その条文には、この法律は都市計画の内容及び決定の手続き、都市計画制限、都市計画事業、その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、以って国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与する事を目的とすると記されております。

次に、伊万里市の都市計画区域についてです。伊万里市では、スライドの赤の区域を指定しております。現在、市域の約44パーセント、面積としては約11,000ヘクタールが都市計画区域に指定されています。この範囲で、都市計画を策定し、整備を行っています。都市計画の内容についてですが、都市計画は大きく三つに分かれております。

一つ目は、土地利用に関する計画であり、伊万里市においては先程の赤い区域である都市計画区域や建ぺい率や容積率など建物の制限をかける用途地域、この他に準防火地域や臨港地区を指定しています。

二つ目に、都市計画の整備に関する計画ですが、伊万里市では都市計画道路や今回ご審議いただく都市計画公園、緑地、広場、公共下水道、汚物処理場、火葬場などの指定を行っているところです。

三つ目に、市街地開発事業に関する計画ですが、伊万里市では土地区画整理事業で、伊万里駅の周辺や八谷搦地区などにおいて事業を行った経緯があります。

次に、都市公園についてです。

都市公園とは、一般に休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等野外レクリエーションの用に供し、併せて防災、避難、環境の改善、都市美の向上等に資する事を目的とした、国若しくは地方公共団体が設置、管理する園地の事です。

伊万里市におきましては、都市計画公園が14園あります。都市公園としては、37園を管理しております。

こちらが、都市公園の種類になります。上の方の赤い枠で囲んだところが、現在伊万里市で管理している公園の種類になります。

公園の種類は、基幹公園のみを伊万里市では指定しております。

基幹公園は、住区基幹公園と都市基幹公園に分かれており、住区基幹公園は、街区公園、近隣公園、地区公園に分かれており、街区公園の方から面積が小さくなっております。

街区公園で、大体0.25ヘクタール、近隣公園で2ヘクタール、地区公園で4ヘクタールを標準として指定しております。

都市基幹公園については、総合公園と運動公園があります。総合公園は、伊万里市では黒川町にあります「伊万里ファミリーパーク」、運動公園は、「国見台運動公園」となっています。

こちらが、伊万里都市計画公園の一覧表になります。この赤枠のところが、今回ご審議いただく柳井町児童公園です。

こちらで、この区分2と書いてあるところが先ほど説明した街区公園といたしまして、近隣の方たちが使うための公園になります。

区分3が、「祇園公園」と「楠久津公園」あたりが近隣公園になります。

区分4が、もっと広くて、大坪町、立花町をまたがっています「円蔵寺公園」になります。区分5が、総合公園の「伊万里ファミリーパーク」、区分6が、運動公園の「国見台運動公園」というふうに指定をしております。

それでは、今回の変更を行う「柳井町児童公園」の変更原案について、ご説明します。

「柳井町児童公園」は、昭和50年に近隣に児童公園が無かったことから、地域の幼少年の健全な育成を目的として、都市計画決定をしております。

位置は、大坪町字六仙寺裏地内です。現在の大坪コミュニティセンターの隣の広場になります。

面積は、約4,200平方メートルの広場です。お手元の図面の方の1ページ目に総括図を付けておりますので、スライドと合わせてご覧ください。

こちらが「柳井町児童公園の場所」になります。スライドの方が分かりやすいですね。下の方が市役所、市役所から下りまして税務署を越えまして、旧玉屋さん、伊万里図書館を越えた先、左側に黄色に丸を付けているところが、今回の「柳井町児童公園」になります。

左側の赤い屋根が、大坪コミュニティセンターです。で、その右上のところ、今回複合化施設を造る大坪保育園になります。

続きまして、柳井町児童公園の近隣の公園を説明します。

柳井町児童公園が画面の真中あたりにあります。その近隣としましては、国道202号線沿いに森永公園や円蔵寺公園、祇園公園などがあります。あさひが丘団地やつつじが丘団地内にも街区公園があります。

また、栄町の中にも児童公園があるという風な形で街区公園の設置がされているところです。

大坪町内で約10箇所程度あり、それぞれ伊万里市の方で維持管理業務等を、地元や造園業者に発注して管理を行っています。

議案書の方の3ページ目の第1号議案「伊万里都市計画公園の変更（伊万里市決定）をお開きください。

下段の方の理由になります。当公園は、伊万里市大坪町六仙寺裏地内の大坪コミュニティセンターに隣接する市有地に設けられた児童公園で、地域の幼少年の安全かつ健全な育成に寄与する目的で、昭和55年9月に都市計画決定をされております。

伊万里市では、市保有施設の中長期的な維持管理にかかるトータルコストの縮減及び予算の平準化を図る事を目的とし、伊万里市公共施設等総合管理計画を策定しており、現在の大坪コミュニティセンター及び柳井町児童公園の一部を敷地として、大坪コミュニティセンターと大坪保育園の複合化施設を建設する計画であります。

この計画は公益上特別の必要があると認められるため、上位計画に則して当公園の区域の変更を行うものであります。

つづきまして、公園区域の変更について説明します。

お手元の図面の2ページには新旧の公園区域を重ねて表示しております。

スライドの方では、緑の枠線が、現在の柳井町児童公園の敷地になります。赤い枠線が、今度大坪コミュニティセンターと大坪保育園の複合施設の建設の予定地になります。

現在の公園区域のままでは、複合化施設が都市公園法に定める専用面積や建ぺい率などの基準を満足することが出来ず、建設が不可能です。

こちらが都市公園の変更の区域になります。緑の枠線になります。

複合施設の建設位置及び保育園の園庭を除き、広場や、今の赤い屋根の

	<p>大坪コミュニティセンターのところが広場になります。広場や駐車場、通路等を公園区域とします。</p> <p>公園の面積は、変更前と変わらず0.42ヘクタールとなります。</p> <p>都市公園法では、みだりに公園を廃止したり、面積を減らしてはならないとの条文がありますので、面積を変更しない方針にしております。</p> <p>こちらは参考ですが、複合化施設の計画、配置図になります。北側のL字に折れているところが、大坪保育園の部分になります。右側の広場が園庭になります。この広い講堂から南側が、大坪コミュニティセンターの部分となります。</p> <p>このような形で、複合化施設の建設計画を進めているところです。</p> <p>最後に、主な経緯と今後の手続きについてご説明します。</p> <p>議案書の4枚目、参考2のところと同じになります。</p> <p>変更原案の閲覧を、本年6月8日から22日まで行い、6月9日に変更原案の説明会を大坪区長会で行っております。</p> <p>6月29日に公聴会を予定していましたが、口述申出が無かったため、公聴会は中止となりました。</p> <p>その後、変更案の公告縦覧を7月20日から8月3日まで行い、意見書の提出はありませんでした。</p> <p>今後は、本日の審議会を経て、審議会より答申をいただき、それをもちまして、今月下旬に都市計画決定の告示を行う予定です。</p> <p>なお、通常このスケジュールの中に、佐賀県への協議が必要となりますが、今回の議案については、面積が変わらない軽微な変更での取り扱いとなりましたので、佐賀県との協議の部分のスケジュールは、必要ないという事になっております。</p> <p>以上で、今回の都市計画公園の変更に関する説明を終わります。</p>
三浦会長	<p>はい。わかりました。</p> <p>ただいま、伊万里都市計画公園の変更についての説明が終わりました。</p> <p>ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。</p>
松尾副会長	<p>はい。ちょっと今のパワーポイントを公民館の図面が出てきたところに戻してもらえないですか。</p>
事務局	<p>変更後の図面で大丈夫ですか。</p>
松尾副会長	<p>大丈夫です。みだりに公園を廃止したり、面積を減らしてはならないとの事で、面積を0.42と同じにしているとの事ですが、右側の緑枠の上</p>

	の部分で、赤枠ではない部分は何になるのですか。
事務局	大坪保育園の園庭です。
松尾副会長	では緑枠の部分と園庭については、使い方などについては、現状では何ら変わらないという事になるのですか。
事務局	そうです。
松尾副会長	ではなぜ、同じ扱いにはしないのですか。 区域上では、ここは広場という事になっているようですが、そこは広場にはしないのですか。
事務局	しないです。
松尾副会長	それはなぜですか。
事務局	保育園の園庭として利用します。 今回、大坪コミュニティセンターと大坪保育園という複合施設を造るにあたって、大坪保育園の方が、未就学児という圧倒的に弱者が集まる施設となりますので、フェンスで囲って、関係者以外は立ち入り禁止にします。 ただ、そこを都市公園としてしまいますと、だれでも使っていていいという場所になってしまいますので、そこは矛盾してきます。 なので、敢えて園庭は入れておりません。
松尾副会長	ということは、ここで言う広場という文字で言えば、何という扱いになるのですか。
事務局	都市公園区域外の場所という事になります。
松尾副会長	わかりました。 すみません。あと、もう一つ。 その元々の児童公園だった所に建物を建てるようになってはいるようですが、建てるにあたって、その区域の変更というのは必要ではないのですか。あの赤い所に建物が建つわけでしょう。
事務局	はい。そうです。
松尾副会長	今は公園だけれども、公園をなんていう風に変えて建物を建てていいのでしょうか。そのまま広場というふうに、今からはなるのですよね。赤い部分については。
事務局	新しい都市公園は、赤い建物以外の部分になります。
松尾副会長	いや、だから赤い部分に建物が建つわけでしょう。 そこはどういう風な名前になるのかを聞いています。

	この区域でいけば。宅地とか雑種地とかあるじゃないですか。それでいけば何になるのでしょうか。広場のままなののでしょうか。
事務局	教育施設とかそういう意味合いでしょうか。
松尾副会長	市は何て管理するのですか、その建物が建ったところは。
事務局	その後の管理についてですか。
松尾副会長	管理をするしないという話ではなくて、名称の話をしています。
事務局	施設の名前についてですか。
松尾副会長	いや、そうではなくて、どういう土地に建物が建っているという事は、市は問題にならないのですか。
事務局	それと言えば、行政用地です。
松尾副会長	そういう括りでいいのか。 宅地や農地や山地だと細かい部分があるじゃないですか。そういったものは今回問題にならないわけですかね。 それじゃ、今回はコミュニティセンターの複合施設建設の話が出てますけれども、元々建てようと思えば、市の施設を今の広場に建てることは可能だった訳ですかね。
事務局	そうですね。都市公園でなければ可能です。
松尾副会長	納得しました。 あと、この番号の2・2・5の付け方はなんですか。
事務局	区分2というのが、先程説明しました公園の種類になります。 「街区公園」が2で、「近隣公園」が3でとか、「運動公園」が6といったのが区分という事になります。 次に規模が面積で、1ヘクタール未満なのかとか、それ以上あるのかとか。 番号は単純に街区公園の中での番号を振っているだけです。 このようにして、番号は2・2・5となっています。
松尾副会長	はい。わかりました。
三浦会長	他にご意見、ご質問はありませんか。 (質問なし) では、私の方から一つ聞いてもいいですか。 松尾委員のご質問に関係するかもしれませんが、これの変更前と変更後

	<p>に単に0.42ヘクタールと書いてあるでしょう。何か無理されているという事はありませんか。</p> <p>つまりそういう引き方をすることによって、空白の部分、あえて0.42ヘクタールに合わせたというところがないのかなと思ひまして。</p>
事務局	<p>0.42ヘクタールになるように使えるところは全部使ったというニュアンスにはなっています。</p> <p>どちらにしても、面積を減らすことはできなかったもので、使えるところは、余すことなく使っています。</p>
三浦会長	<p>面積の変更については、「みだりに」変更してはならないという事でしょう。だから、今回の複合施設建設に伴って、ほんの少し変更するのは構わないような気がするのですが。</p> <p>しゃにむに合せているというか、無理が無ければいいと思うのですが。ということでよろしいですか。使えない隙間をあえて使っているという訳ではないんですよね。</p>
事務局	<p>そういった事はありません。</p>
三浦会長	<p>わかりました。私の方からは以上です。</p> <p>みなさん、いかがでしょうか。まあ市にとっては、有効な使い方を提案されていると思います。</p> <p>特に意義がなければ、第1号議案「伊万里都市計画公園の変更について」は支障なしで答申したいと思ひます。よろしいでしょうか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p> <p>それでは、異議がないという事ですので、以上のとおり答申したいと思ひます。</p> <p>これもちまして、審議会を終わらせていただきます。ありがとうございました。</p>
事務局	<p><u>閉 会</u></p> <p>三浦会長ありがとうございました。委員の皆様も大変お疲れ様でした。</p> <p>以上もちまして、第49回伊万里市都市計画審議会を閉会いたします。ご審議大変ありがとうございました。</p>